

東かがわ市告示第42号

東かがわ市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の生活環境の保全を図ることにより、人と動物が共生して穏やかに暮らせる社会の実現を目的として、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息し、所有者又は管理者がいない猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 卵巣若しくは卵巣及び子宮又は精巣の摘出等により生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 耳カット 不妊去勢手術を実施済みであることを識別できるように、獣医師が行う片方の耳の先端をV字型等に切除する処置のことをいう。

(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助の対象となる経費は、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術及び耳カット（以下「手術」という。）に要する費用とする。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は代表者が香川県の譲渡ボランティア制度に登録している市内で活動する団体であること。ただし、東かがわ市地域猫活動支援補助金交付要綱（令和4年東かがわ市告示第17号）第3条に規定する団体を除く。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 虚偽の申請及び実績報告を行ったことがないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1頭につき、10,000円又は第3条に規定する費用のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付は、同一年度において個人の場合は1世帯につき4頭分、団体の場合は1団体につき10頭分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、手術を実施する前に、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 手術を受けさせる猫の顔及び全身が確認できる写真
- (2) 手術を受けさせる猫が生息する地域を示した地図
- (3) 県の譲渡ボランティアの場合、登録証

(4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を速やかに審査し、補助金の交付の可否を決定し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(手術の実施)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の日から起算して60日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、手術を受けさせなければならぬ。

(変更の承認)

第9条 補助事業者は、第6条の申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金変更等申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、手術を行ったときは、その日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 手術に要した費用が記載された領収証
- (2) 手術が終了した猫の全身及び耳カットが確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を速やかに審査し、補助金の額を確定し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付請求書（様式第6号）により補助金の交付の請求をし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- (告示の失効)
- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

東かがわ市長 様

住 所

団体名

氏 名

電話番号

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書

東かがわ市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、この申請に当たり、私の住所及び市税の納付状況を確認することに同意します。

1 補助金交付申請額 円

2 手術を受けさせる猫

主な生息場所	付近
手術頭数	頭
手術予定病院	

3 飼い主がない猫とする根拠等

()

4 添付書類

- (1) 手術を受けさせる猫の顔及び全身が確認できる写真
- (2) 手術を受けさせる猫が生息する地域を示した地図
- (3) 香川県の譲渡ボランティアの場合、譲渡ボランティアであることを示す登録証
- (4) その他市長が必要と認める書類

5 誓約

私は、裏面の誓約事項の内容を確認し、飼い主のいない猫に不妊去勢の手術を受けさせることにより被った損害及び第三者に対して与えた損害については、自己の責任により対応することを誓約します。

申請者氏名

(誓約事項)

申請に当たり次の事項を誓約します。

- (1) 手術する猫は、東かがわ市内に住み着いている飼い主のいない猫です。
- (2) 手術する際は、申請者自身で捕獲し、動物病院へ持込みます。
- (3) 手術の実施に当たり問題が生じた場合は、申請者自身が責任を負い、誠意を持って問題解決に努めます。
- (4) 動物病院獣医師が、手術済であると認める場合や、その他の理由により手術を行わないこととした場合は、獣医師の決定に従い、要した費用は申請者が全額負担します。
- (5) 手術する猫に対して、手術済みの証として片耳の耳先にV字カットを施します。
- (6) 手術後は、飼い主となる者を探すように努めます。また、元の生息場所に戻す場合は、近隣住民に迷惑が及ばないように適正管理に努めるとともに、トラブルや問題が生じた場合は、申請者の責任において誠意を持って対応し、問題解決に努めます。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金について、次のとおり決定したので、東かがわ市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

1 交付する。

交付決定額 金 円

2 交付しない。

(理由)

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

東かがわ市長 様

住 所
団体名
氏 名
電話番号

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金変更等申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金について、次のとおり変更(中止)したいので、東かがわ市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第9条の規定により、申請します。

1 区分 変更・中止

2 変更のとき。

変更後の内容及び理由

<input type="checkbox"/> 手術頭数	頭
<input type="checkbox"/> その他	

(理由)

3 中止のとき。

(理由)

様式第4号(第10条関係)

年　月　日

東かがわ市長 様

住 所
団体名
氏 名
電話番号

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金実績報告書

年　月　日付け 第　号により交付決定を受けた飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金について、手術が完了したので、東かがわ市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 手術が完了した猫

主な生息場所	付近
手術頭数	頭
手術実施病院	
手術に要した額	円

3 添付書類

(1) 不妊去勢手術に要した費用が記載された領収書

(複数頭の場合は、1頭につき1枚又は1頭ごとの内訳が分かるもの)

(2) 不妊去勢手術を実施した猫の全身及び耳先V字カットが確認できる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金について、次のとおり額を確定したので、東かがわ市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金額 金 円

様式第6号(第12条関係)

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付請求書

年　月　日

東かがわ市長様

住 所

団体名

氏 名

電話番号

年　月　日付け 第　号により補助金確定通知を受けた補助事業について、東かがわ市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 金 円

補助金交付に係る払込み指定口座届									
金融機関名			銀行 信金	農協 その他 信組				支店 出張所	
口座番号	普通 当座 (どちらかに○印を)								
フリガナ									
口座名義人									